るもの」の下に「（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。）を除く。）」を加え、同号ロ中「主たる事業」の下に「（特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（」の下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改める。

第四十一条第十九項中「第四十一条の二の二第五項」を「第四十一条の二の二第八項」に改める。

第四十一条の二の二第一項中「日（以下この項及び第五項」を「日（以下この条」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「第五項において「平成十三年前期」を「第八項において「平成十三年前期」に、「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」を「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」に改め、「規定する給与等」の下に「（以下この条において「給与等」という。）」を加え、同条第二項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「同項の」を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、第一項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第九項において同じ。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6　第四項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

第四十一条の二に次の一項を加える。

9　居住日の属する年分（平成三十一年から平成三十三年までの各年分に限る。以下この項において「居住年分」という。）又は当該居住年分の翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人は、第四項の規定により第一項に規定する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第二項の規定による書類の提出に代えて、財務省令で定めるところにより、第一項の給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、第二項の規定により当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

第四十一条の三第一項中「同条第四項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

第四十一条の三の二第二十項中「（以下この項及び第五項」を「（以下この条」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「第五項において「平成十三年前期」を「第八項において「平成十三年前期」に、「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」を「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」に、「と、同条第五項」を「と、同条第四項中「居住日の属する年分」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分」と、「八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、同条第八項」に、「とする」を「と、同条第九項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「八年」とあるのは「三年」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする」に改める。

第二章第六節中第四十一条の四の前に次の二条を加える。

（所得金額調整控除）

第四十一条の三の三　その年中の給与等の収入金額が八百五十万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢二十三歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものに係る総所得金額を計算する場合には、その年中の給与等の収入金額（当該給与等の収入金額が千万円を超える場合には、千万円）から八百五十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

2　その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が十万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額（当該給与所得控除後の給与等の金額が十万円を超える場合には、十万円）及び当該公的年金等に係る雑所得の金額（当該公的年金等に係る雑所得の金額が十万円を超える場合には、十万円）の合計額から十万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額）から控除する。

3　第一項の場合において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

二　特別障害者　所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者をいう。

三　扶養親族　所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

四　同一生計配偶者　所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいう。

五　給与所得控除後の給与等の金額　給与等の収入金額から所得税法第二十八条第三項に規定する給与所得控除額を控除した残額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額）をいう。

六　公的年金等に係る雑所得の金額　所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額をいう。

七　出国　所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。